

【入院時情報連携加算、退院・退所加算における情報共有について】

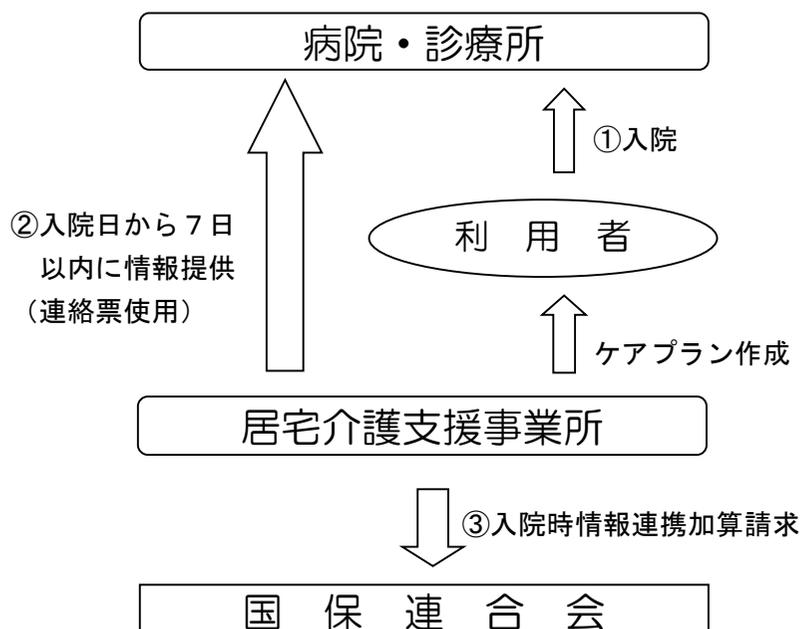
〈介護支援専門員用〉

医療と介護の連携の強化、推進を図る観点から入院時や退院・退所時に、病院等と利用者に関する情報共有等を行った際の評価が導入され入院時情報連携加算、退院・退所加算が新設されました。

渋川市では、渋川地区医師会、群馬県介護支援専門員連絡協議会渋川圏域支部にご協力いただき、入院時情報連携加算、退院・退所加算を請求するための資料として『入院時の情報提供連絡票』、『退院・退所時面談記録票』を作成しました。

使用の流れは次のとおりです。

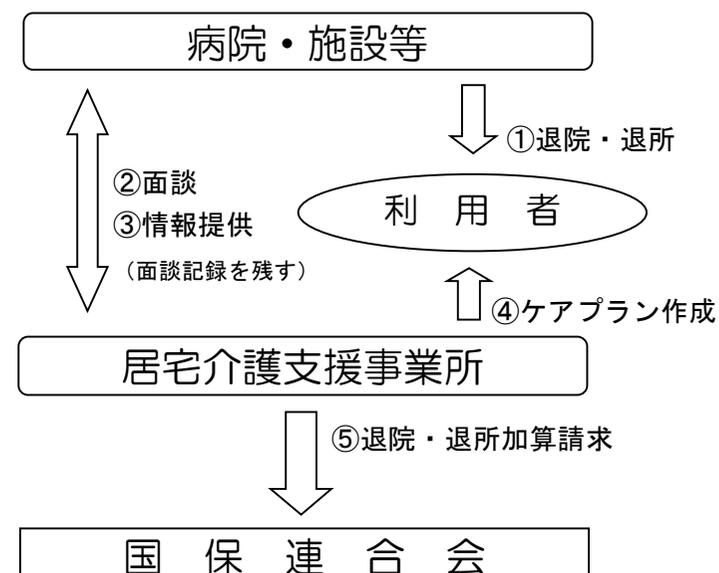
○入院時情報連携加算における入院時の情報提供連絡票使用の流れ



※注意点

- ・医療機関へ出向き面談を行い必要な情報を提供した場合
…入院時情報連携加算Ⅰ200単位
- ・上記以外の方法で必要な情報を提供した場合…入院時情報連携加算Ⅱ100単位
- ・利用者一人につき、一月に一回を限度。
- ・必要な情報とは当該利用者の心身の状況、生活環境及びサービスの利用状況等。
- ・情報提供した記録を残すこと。(連絡票に記録を残すこと。)

○退院・退所加算における面談記録票使用の流れ



※注意点

- ・退院・退所前又は退院・退所後7日以内に病院・施設等の職員と面談を行い必要な情報を得た上で当該情報をを反映した居宅サービス計画を作成した場合…退院・退所加算300単位
- ・情報提供は看護サマリー等の写しで可。または、平成21年3月13日付老振発第0313001号で示された様式例でも可。
- ・面談記録を残すこと。

【入院時情報連携加算、退院・退所加算における情報共有について】

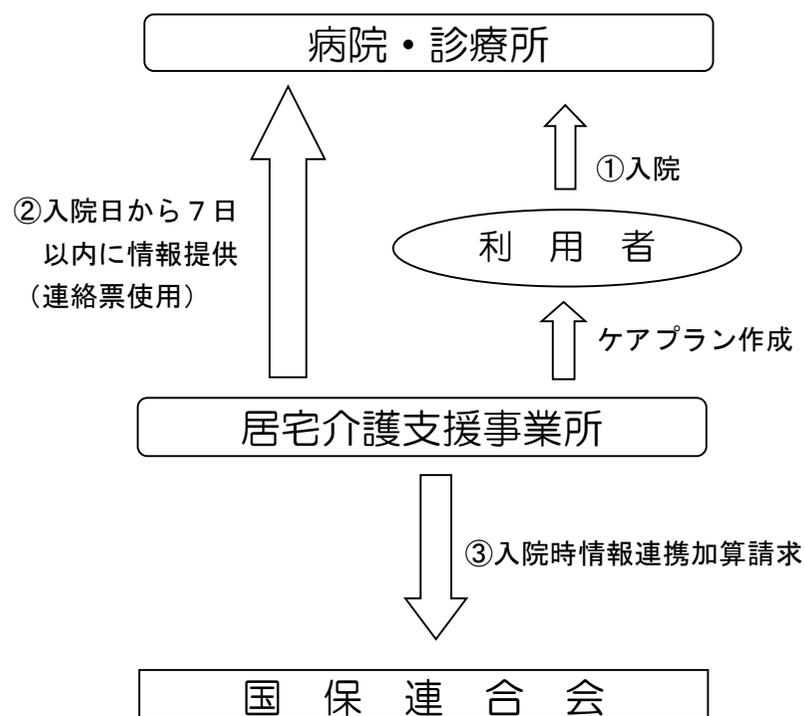
〈医療機関用〉

医療と介護の連携の強化、推進を図る観点から、入院時や退院・退所時に、病院等とケアマネジャーとが利用者に関する情報共有等を行った際の評価が介護報酬に導入され、入院時情報連携加算、退院・退所加算が新設されました。

渋川市では、渋川地区医師会、群馬県介護支援専門員連絡協議会渋川圏域支部にご協力いただき、入院時情報連携加算、退院・退所加算を請求するための資料として『入院時の情報提供連絡票』、『退院・退所時面談記録票』を作成しました。

使用の流れは次のとおりです。

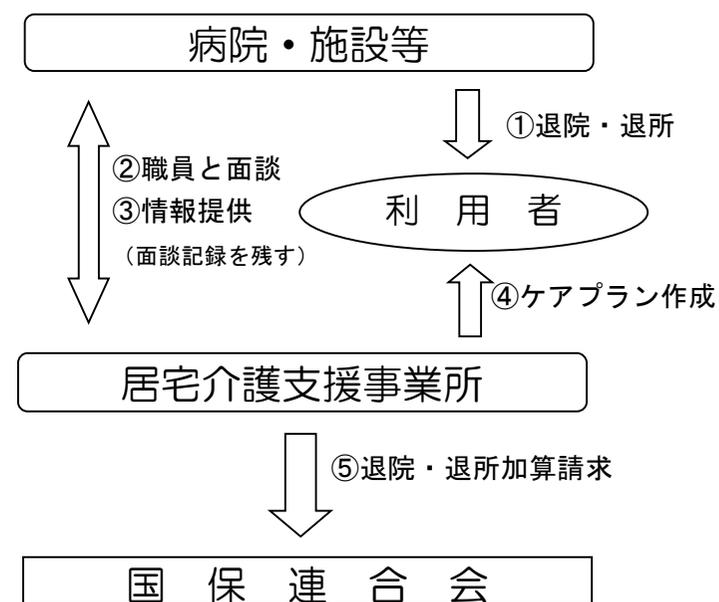
○入院時情報連携加算における入院時の情報提供連絡票使用の流れ



※注意点

- ・算定のためには情報提供した記録を残すことが必要なため連絡票に受領の署名をお願いします。

○退院・退所加算における面談記録票使用の流れ



※注意点

- ・退院・退所加算の算定は、病院または施設の職員とケアマネが面談をすることが必須になります。情報提供については、ケアマネが医療機関等の職員に聞き取りを行い、記録することを前提としていますが、面談を円滑にするため看護サマリーの提供をお願いいたします。